

(別紙)

提出された意見等とそれらに対する考え方

| 番号 | 頁 | 行 | 意見・情報等(概要) | 意見・情報等に関する考え方 |
|-----------------|----|----|--|--|
| I はじめに | | | | |
| 1 | 1 | 20 | 「文化財を見ていただく機会」について、「見る」という言葉だけでは、例えば「学ぶ」など他の機能が伝わりにくいため、「文化財を公開する機会」にしたほうがいいのではないか。 | 御意見のとおり修正しました。 |
| II 現状と課題 | | | | |
| 2 | 2 | 19 | 「文化財を見ていただく機会」について、「見る」という言葉だけでは、例えば「学ぶ」など他の機能が伝わりにくいため、「文化財を公開する機会」にしたほうがいいのではないか。 | 御意見のとおり修正しました。 |
| 3 | 5 | 31 | 地域の力が落ちていることから、文化財の預かり体制はありがたい。 | Ⅲ 2(2)のとおり、地域で守れなくなった際の収蔵など、文化財を守るための活動、体制の充実を図ります。 |
| 4 | 6 | 7 | 県内で認定されている日本遺産の件数は「きっと恋する六古窯-日本生まれ日本育ちのやきもの産地-」、「忍びの里 伊賀・甲賀・リアル忍者を求めて-」(いずれも平成29年4月認定)を含む4件である。 | 御意見のとおり、4件認定と修正しました。 |
| 5 | 6 | 19 | 琵琶湖文化館は、重要文化財の公開承認施設であったことから、後継施設についても公開承認施設の承認を明記すべき。 | 御意見を踏まえ、P12の17行目に、「また、国宝や重要文化財等貴重な文化財の保管・展示のため、琵琶湖文化館と同様に、後継施設についても公開承認施設を目指す。」を加えました。 |
| 6 | 6 | 27 | 「収蔵・収集」は「収蔵・寄託」の方が良いのではないか。収集はお金を出して買うこと。お金を出して集めるのではなく、滋賀にあるものをしっかりと将来に残すためにサポートするというイメージ | 収集については、寄託、寄贈の両方の意味を持たせており、原案のとおりとします。 |
| III 後継施設 | | | | |
| 7 | 9 | | 位置付けが図のようになるのは良いと思う。ただ、安土城考古博物館との兼ね合いをどのようにするかも、はっきりした方が良い気がする。 | 文化財を保存・継承・活用・発信する拠点の1つとして、役割分担や連携について検討してまいります。 |
| 8 | 10 | 12 | 「専門性の高い組織・体制」を整備するとのことだが、ぜひともかつてのように県内の文化財調査と学芸員のスキルアップをリードする館になっていただければと思う。また、県内市町の博物館等の人材も、ぜひ活用いただきたい。 | 琵琶湖文化館後継施設は、滋賀県の美術工芸品を中心とした文化財の保存・活用のための中核的な施設として、市町立博物館と連携・協力し、人材育成も進めていく方針です。 |

| 番号 | 頁 | 行 | 意見・情報等（概要） | 意見・情報等に関する考え方 |
|----|----|----|--|---|
| 9 | 11 | 10 | 琵琶湖文化館には大津市内の国・県・指定の文化財が多数保管されているが、平成20年4月の休館以降、市民にご覧いただけていない状況にあるため、今後も市内において適切に保存、活用、管理していただくよう、お願いしたい。 | 後継施設の整備までの間、琵琶湖文化館の収蔵品については、適切な環境で収蔵保管するとともに、県立博物館等において積極的に展示公開を行うなど適切に活用を行うこととします。 |
| 10 | 11 | 10 | 収蔵施設の整備を優先させるべきではないか。県所蔵品を除き、一度所有者へ返却するか、他の博物館へ移管すべきではないか。 | |
| 11 | 11 | 10 | 現在の琵琶湖文化館は耐震対応できておらず、老朽化が著しいとのことで、預けている文化財をどこの施設に預けるのか早く指針を示してほしい。あちこちにたらい回しのように移動されると破損のリスク等が高まるので、後継施設ができるまで県外施設に預け替えをしても良いのではないかという意見が出ている。 | |
| 12 | 11 | 10 | 整備・開館には7年程度かかるとのことだが、それまでに市町の博物館に地元資料を寄託替えするなど、活用の機会を設けていただきたい。 | 後継施設の整備までの間、琵琶湖文化館の収蔵品については、適切な環境で収蔵保管するとともに、県立博物館等において積極的に展示公開を行うなど適切に活用を行うこととします。また、地域連携展など市町立博物館との連携、協力も進めてまいりたいと考えています。 |
| 13 | 12 | 18 | 収蔵庫は大きくする必要がある。 | 諸室の機能、必要性、規模、名称等については、来年度、基本計画の策定の中で、具体的に検討します。 |
| 14 | 12 | 18 | 仏教美術などの文化財と近・現代の芸術作品それぞれに適した保存、修理を行い、未来へ継承していくことを第1にお願いしたい。 | 現収蔵品に加え、地域に存在する文化財を守るための活動は琵琶湖文化館後継施設の整備、運営の基本的な方針の1つと考えております。 |
| 15 | 13 | 2 | 研究室→学芸室という表記のほうがいいのではないか。 また、スタジオは独立したものが良いのではないか。 | 諸室の機能、必要性、規模、名称等については、来年度、基本計画の策定の中で、具体的に検討します。 |
| 16 | 13 | 6 | 本物を活かすことが必要。展示室をあまり大きくするのではなく、収蔵スペースを大切にすべき。 | 収蔵部門は琵琶湖文化館後継施設の核であり、将来の寄託等の増にも対応できる容量の収蔵庫を整備する必要があります。また、展示部門は、「実物」を基本とする質の高い展示を行うために必要かつ十分な展示面積を確保したいと考えています。 |

| 番号 | 頁 | 行 | 意見・情報等（概要） | 意見・情報等に関する考え方 |
|----|----|----|--|--|
| 17 | 15 | | 回遊性を重視するなら文化ゾーン内に固める、あるいは至近に設置する方が利便性があると思われる。「まちづくり」の意図を図りかねるが、市町のまちづくり施策や住民自治が進んだ地域で、用地取得が容易な場所が残っているとは思えない。 | 立地については、P15の4(1)立地の視点でお示しした視点に基づき、来年度、基本計画を策定する中で、検討します。 |
| 18 | 15 | | 琵琶湖文化館は休館していることは知っていたが、現在の位置からして天災に強いとは思えない。近代美術館を有効に利用する、または増築をして、滋賀の文化財を守っていただければと思う。 | |
| 19 | 15 | | 新しい博物館の建設地は、大津あるいは草津でもいいが、便利なところに県有地、市有地があるのか。 | |
| 20 | 15 | | 安全性を第1に、かつ、琵琶湖の恵みを感じられるような立地にしていきたい。 | |
| 21 | 15 | 15 | 近代美術館との回遊性とあるが、来客層が違うのではないか。 | |
| 22 | 16 | 1 | 大津は傾斜地が多く、現文化館のように湖面に建設することも好ましくない。立地については十分検討すべき。 | |
| 23 | 16 | 1 | 立地について 大津エリアの候補地は県有地が望ましい。候補を下記の通り列挙する。 (案A)大津駅・県庁付近 (案B)大津駅からなぎさ公園付近 (案C)近江国府及び関連遺跡群付近 (案D)文化ゾーン | |
| 24 | 16 | 1 | 立地エリアを「大津エリア」中心に検討を進めるとすれば、具体的な用地の選定など、早い段階から大津市との連携、調整を行うこと。 | |

| 番号 | 頁 | 行 | 意見・情報等（概要） | 意見・情報等に関する考え方 |
|----|----|---|--|---|
| 25 | 16 | 1 | 琵琶湖文化館は、琵琶湖辺にあり、これまでから大津市民、県民に親しまれてきている。また、本市では、特になぎさ公園周辺で、MICEの誘致や市民、事業者と連携した文化・スポーツなどを通じた新たな賑わいづくりを進める考えである。このことから、立地の検討にあたっては、【「大津エリア」で検討する】としていただきたい。 | 立地については、P15の4(2)立地エリアでお示しした比較検討に基づき、原案のとおり、【「大津エリア」を中心に検討を進める】とします。 |
| 26 | 16 | 1 | それなりのスペースのある施設が必要であるが、多くの施設がある大津エリアより美術品等も多くある湖東エリアの方が良いのではないかと。特に広い土地で作るには大津にこだわらなくてもいいのではないかと。 | |
| 27 | 17 | 8 | 「滋賀県の貴重な財産である文化財」を見てもらう機会を広げていくのであれば、PFI手法を用いるべきではないと考える。 | PFIの導入については、滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づき検討の上で判断します。なお、文化財の収蔵保管等後継施設の中核業務については、極めて高い専門性と信頼性が求められることから、貴重な文化財を守ることを最優先に、適切な運営を検討します。 |
| 28 | 17 | 8 | PPP/PFI手法を導入しつつ中核事務の専門性・信頼性を確保とのことだが、この分野についての指定管理者制度の限界も見えており、十分にご検討いただきたい。これまでの経緯を見れば、あえて直営で責任を果たすくらいの「覚悟」を示される方が好ましいと思われる。 | |
| 29 | 17 | 8 | PFIの導入については、その必要性、導入の可否につき抜本の見直しを行うこと。先進事例からみても、必ずしもPFIを導入することが「効率的かつ効果的な施設整備」に生かされているとは言いがたい。少なくとも先進事例をより詳細かつ慎重に検証し、その導入の可否について踏み込んだ判断をする必要がある。 | |
| 30 | 18 | | 後継施設の完成まで7、8年かかるのは時間がかかりすぎであり、不安感を持ってしまう。寄託品の引き上げの声が上がりかねない。 | 施設整備の具体的なスケジュールにつきましては、基本計画の策定の中で、施設の規模や立地とあわせてお示ししますが、基本計画の策定をはじめ、設計や工事の各段階において、可能な限り早期に完成できるよう、努めます。 |
| 31 | 18 | 2 | 休館より既に10年以上が経過し、貴重な文化財を市民がご覧いただけないことから、一日も早くご覧いただけるよう、早期の後継施設の整備を進めていただきたい。 | |
| 32 | 18 | 2 | 基本計画策定の翌年度から7年目に開館するという日程を大幅に短縮すること。後継施設の実現は、本県の文化財がおかれた現状を一刻も早く改善すると同時に将来に向けた文化財保護行政の姿勢、在り方を県民をはじめ外部の人々に明確に伝えることである。このスケジュールでは、県の「やる気」が伝わらず、文化財所有者や有識者の理解を得られるとは考えられない。 | |

| 番号 | 頁 | 行 | 意見・情報等（概要） | 意見・情報等に関する考え方 |
|---------------------|----|----|---|---|
| 33 | 18 | 2 | 耐震性に大きな問題のある現在の文化館からは、基本計画策定を待たずに1日も早く所蔵品を移動すべきではないか。 | 後継施設の整備までの間、琵琶湖文化館の収蔵品については、適切な環境で収蔵保管するとともに、県立博物館等において積極的に展示公開を行うなど適切に活用を行うこととします。 |
| 34 | 19 | 1 | 琵琶湖文化館には大津市内の国・県・指定の文化財が多数保管されているが、平成20年4月の休館以降、市民にご覧いただけていない状況にあるため、今後も市内において適切に保存、活用、管理していただくよう、お願いしたい。 | |
| IV 今後の事業の進め方 | | | | |
| 35 | 20 | | 4項目の迅速な進捗を、中でも、「(1)事業推進体制の構築」について、令和2年4月当初から着手いただきたく、強く要望する。 | 令和2年度より、事業の進捗に応じ、事業推進体制の構築に努めていきたいと考えております。 |
| 36 | 20 | 10 | プロジェクトの組織体制を一刻も早く整えていただき、周知していただきたい。 | |
| その他（全般） | | | | |
| 37 | | | 本市は歴史文化基本構想において、令和5年度を目途に観音の里ミュージアムの新設をうたっており、琵琶湖文化館後継施設との連携が望まれる。県内をいかにお客さんに回ってもらうかを考えた博物館づくりが必要と考える。 | 琵琶湖文化館後継施設は、滋賀県の美術工芸品を中心とした文化財の保存・活用の中核的な施設として、市町立博物館と連携・協力していく方針です。 |
| 38 | | | 琵琶湖文化館機能継承検討懇話会(第1回から第5回迄)の意向が明確に反映していない。方針案に明示的に記載が困難であるなら別紙等として懇話会の意向を添付してはどうか。 | 懇話会委員の意見を踏まえた、県の考え方として、お示ししています。 |
| 39 | | | 建造物は解体し、県所有の大津エリアに新しい土地を求め、新たに建築する。その新しい施設は、保存、保存修理、調査研究の3本柱を軸とし、展示室は持たず、展示機能は近代美術館に委ね、新しい機能と文化財保護の精神を持つ施設として、県内外に情報発信してはどうか。 | 琵琶湖文化館後継施設の運営、展示の方針、整備の内容等については、本方針に基づき、来年度、基本計画を策定する中で、具体的に検討します。 |

| 番号 | 頁 | 行 | 意見・情報等（概要） | 意見・情報等に関する考え方 |
|----|---|---|--|---|
| 40 | | | <p>便利なところに県有地、市有地があるのか。建物内に軽食、喫茶店も備え、親子で何か体験学習できるようなスペースもあればさらに良いと思われる。博物館の入場料は小学生未満の子供もすべて有料としてもいいと思う。県内の企業、あるいは滋賀県から出た大企業に一部出資の依頼をしてはどうか。さらには、時々、国宝級の仏像や海外からの宝物も展示し、滋賀県は文化財の宝庫であるということアピールする。今は大きな借財を抱えても長い目で見て採算が取れるよう考えていけばいいのではと思う。</p> | <p>琵琶湖文化館後継施設の運営、展示の方針、整備の内容等については、本方針に基づき、来年度、基本計画を策定する中で、具体的に検討します。</p> |
| 41 | | | <p>滋賀の文化財の質では、京都、奈良には勝つことができない。せっかく文化館を継承していくのであれば、東京、京都、奈良の博物館と違う、滋賀ならではの視点で展示、運営をしていただきたい。</p> | |
| 42 | | | <p>滋賀県文化財保存活用大綱が策定中であるが琵琶湖文化館後継施設基本計画の策定体制とスケジュールが不明確であるため、新年度からの体制と大綱を今年度中に滋賀県として確定すべきである。</p> | <p>滋賀県文化財保存活用大綱については、今年度、教育委員会で策定しております。体制につきましては、令和2年度より、事業の進捗に応じ、事業推進体制の構築に努めていきたいと考えております。</p> |
| 43 | | | <p>入館者数を業績評価の基準にしないことが必要ではないか。有識者からの評価など内容で、マスコミの取り上げ方などを評価の基準にしては。</p> | <p>今後、具体的な計画を進める中で検討します。</p> |
| 44 | | | <p>文化財を維持していくためには、費用が要るのはやむを得ないことと考える。大きな立派な施設建設を目指すのではなく、質素でも文化財を守るものが必要。文化財の維持は、公共の施策の一つであり、経営的に赤字、黒字を考えるものではないことを明らかにすることが必要と考える。</p> | <p>琵琶湖文化館後継施設の運営、展示の方針、整備の内容等については、本方針に基づき、来年度、基本計画を策定する中で、具体的に検討します。</p> |